

**平成29年度 保育所(園)・認定こども園・地域型保育利用者負担額(保育料)について**

平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国で定める上限額の範囲内で、認定区分(1号認定・2号認定・3号認定)ごとに市町村が定めることとされています。  
 [保育所(園)・認定こども園の保育部・地域型保育の3歳以上は2号認定、3歳未満は3号認定です]  
 市の利用者負担額については、次のとおりです。

【保育所・認定こども園・地域型保育(2号認定・3号認定) 利用者負担額】

階層区分		満3歳未満(3号認定)		満3歳以上(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,600円	15,300円	13,200円	12,900円
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,600円	20,000円	19,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	32,000円	31,400円	29,000円	28,500円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	44,000円	43,200円	31,000円	30,400円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	60,000円	58,900円	32,000円	31,400円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	84,000円	82,500円	56,000円	55,000円

- 平成29年4月からの利用者負担額(保育料)は、8月分までは平成28年度の市民税額(平成27年1月～12月の所得に係るもの)により、9月分以降は平成29年度の市民税額(平成28年1月～12月の所得に係るもの)により決定されます。
- 上記の利用者負担額(保育料)の他に、所・園によって給食費や送迎バス利用代などの別途費用がかかることがあります。
- ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯等の子どもについては、第2階層は無償とし、第3階層は上記額より1,000円減の額の半額、第2子以降は無償、また第4階層の一部は上記額の半額、第2子以降は無償とする軽減措置を実施します。
- 多子世帯の保育料については、市の独自施策として、子育て世帯の経済負担の軽減を図り、少子化対策を講ずるため、国の基準によらず、すべての第2子について半額、すべての第3子について無償とします。
- 保育短時間(8h)の利用者負担額は保育標準時間(11h)の利用者負担額の1.7%減を基本に設定しています。
- 年度途中で3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定へ変更になった場合、あるいは年度途中で2号認定として入所(園)した場合でも、利用者負担額は4月1日時点での年齢で決めるため、3月までは3歳未満(3号認定)の額になります。

問 本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140